

# 総務省情報通信研究評価実施指針の改定ポイント

国の研究開発評価に関する大綱的指針(H13.11策定、H17.3改定)は第3期科学技術基本計画の策定(H18.3)を受け、H20.10に再び改定。改定のポイントは以下の3点(赤字は総務省情報通信研究評価実施指針改定案への反映状況)

## 1. 評価結果を次の研究開発につなげる

- ・評価を有機的に連携して行うことによって、連続性と一貫性をもたせる
- ・つなげる評価の実施による優れた研究開発成果の国民・社会への還元の迅速化

➡ 「第1章 研究評価の基本的考え方 1. 研究評価の意義・目的」につなげる評価について記述  
➡ 「第2章 評価対象別の評価手続き 2. 研究開発課題の評価 (4)評価の実施時期」に終了評価の結果を次の研究課題に切れ目なくつなげる旨を記載

## 2. 国際水準の向上や国際競争力強化の視点からの評価の重視

- ・評価者として海外の専門家を参加させることにより、評価の国際水準を向上
- ・評価項目に国際的なベンチマーク等を積極的に取り入れる

➡ 「第1章 研究評価の基本的考え方 4. 研究評価体制の構築」に評価の国際的な水準の向上の旨を記載

## 3. 自己点検の活用

- ・研究開発の開始後に目標の達成状況、今後の発展見込み等の自己点検を行い、評価者はその内容の確認等を行うことにより評価を実施

➡ 「第2章 評価対象別の評価手続き 1. 研究開発施策の評価及び2. 研究開発課題の評価 (6)評価方法」において、自己点検を活用する旨を記載

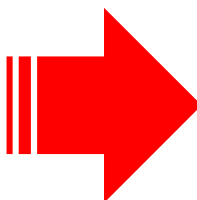
※また、全体構成を3部構成から2部構成へ変更

(旧第2章評価実施上の共通原則を新第1章、第2章に組み込んだ)

第1章 研究評価の基本的考え方

第2章 評価実施上の共通原則

第3章 評価対象別の評価手続き



第1章 研究評価の基本的考え方

第2章 評価対象別の評価手続き